Ｔ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数	

３　第一項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	［略］		
［項を削る。］			
第一項第七号	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許	かつ、ＡＴ中型第二種免許又は	ＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許
	現にＡＴ中型第二種免許又は	現に	ＡＴ準中型免許
	中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許	、現に	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）

２　前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	［同上］		
前項第六号	行う教習		行う教習（別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）
前項第七号	三時限		七時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	者	準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）
	教習にあっては、一時限		教習にあっては一時限
	減じた時限数）		減じた時限数、現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教